

## 特定自主検査実施状況報告書様式について

### 1. 報告書の様式

別紙1「特定自主検査実施状況報告書」（様式第7号の6）に別紙2「検査事務所別 特定自主検査実施状況」を必ず添付してください。

報告書の様式は、法令様式とは若干異なりますが、別紙1、別紙2とも厚生労働省から示されたものです。

なお、別紙2は、検査事務所ごとの実施状況を把握するためのものです。

### 2. 報告書記入時の留意事項

- ① 報告書の記入に当たっては検査業者として行った特定自主検査実施状況のみ報告してください。

事業内（自社で行った）検査実施状況については当該報告の対象ではないので報告の必要はありません。

- ② 報告書の記入に当たっては、別紙1、別紙2とも「備考」欄の注意事項をよく読んで記入してください。特に、別紙2の記入に当たっては、[別紙2の記入例]を参照してください。

- ③ 「特定自主検査を実施する者の数」の欄には、労働安全衛生法第54条の4の厚生労働省令で定める資格を有する者の令和8年4月1日現在の数を記入してください。

- ④ 「特定自主検査を行った機械等の数」の欄には、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に特定自主検査を行った機械の数を記入してください。

- ⑤ 別紙1の担当者の連絡先が住所欄の電話番号と異なる場合は、担当者の連絡先がわかるように別途記入してください。

- ⑥ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に大臣登録検査業者から都道府県労働局検査業者に変更した場合、又はその逆の場合がある検査業者につきましては各々の該当期間中の実施報告を厚生労働大臣又は都道府県労働局長へ報告してください。

- ⑦ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に大臣登録検査業の登録を廃止した場合であっても令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に特定自主検査を行った機械の数を記入し、またこの間、特定自主検査の実施がない場合はゼロと記入し報告してください。

- ⑧ 平成25年7月1日より解体用機械に3機種が追加されました。解体用機械の特定自主検査は、ベースマシンに解体用アタッチメントを装着して両者を同時に検査する場合と特自検実施済みのベースマシンにアタッチメントを装着して検査をする場合がありますが、いずれの場合も実施台数としては、アタッチメントごとに1台と数えて、整地・運搬・掘削・積込み用及び解体用機械に合算した数を記入してください。

### 3. 提出部数

正本1部を提出し、その控えを貴社に保存しておいてください。副本をお送りいただいても返却はされません。

### 4. 報告期日 令和8年4月30日（木）まで（期限厳守）